

(証券コード：7544)

2025年5月12日
(電子提供措置の開始日 2025年4月30日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役社長 山 口 浩 志

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.three-f.co.jp/ir/stockInfomations/shareholders.html>

【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「スリーエフ」又は「コード」に当社証券コード「7544」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2025年5月29日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月30日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ5階 日輪
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
- 1 第44期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - 2 第44期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）インターネットによる議決権行使の場合

4頁から5頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年5月29日（木曜日）午後6時までに行使してください。

（2）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月29日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（3）重複して議決権を行使された場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事

項を記載した書面を送付しております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、株主様に送付する書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2025年5月29日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>新任</p> <p>やま ぐち りょう すけ 山口 良 介 (1973年1月26日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2006年3月 当社経営企画室長</p> <p>2013年3月 当社執行役員経営戦略室長</p> <p>2014年5月 当社取締役経営戦略室長</p> <p>2016年5月 当社取締役運営本部長</p> <p>2016年9月 当社取締役FC営業統括</p> <p>2016年9月 (株)エル・ティーエフ取締役(現任)</p> <p>2017年5月 当社顧問(L・TF化推進担当)</p> <p>F C営業統括</p> <p>2018年3月 当社顧問</p> <p>2024年3月 当社コーポレート統括・統括 兼商品統括・統括</p> <p>2025年3月 当社コーポレート統括・統括(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)エル・ティーエフ取締役</p>	4,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社において経営企画部門や店舗運営部門の責任者を務めた後、現在は、ローソン・スリーエフの運営会社である当社連結子会社の取締役を務めております。また、2024年3月からは当社のコーポレート部門及び商品部門の責任者を兼務するなど、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。その豊富な経験と知見等を活かし、当社の企業価値向上に貢献できると判断し、新任の取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>再任</p> <p>やまぐち ひろし 山口 浩志 (1967年7月24日生)</p> <p>【在任年数】 11年 【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2003年5月 当社経営企画室長</p> <p>2006年3月 当社マーケティング部長</p> <p>2007年3月 当社マーケティング室長</p> <p>2012年9月 当社商品本部マーケティング部長</p> <p>2013年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長</p> <p>2014年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長</p> <p>2016年5月 当社代表取締役社長</p> <p>2017年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長(現任)</p> <p>2018年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括・統括兼商品統括・統括</p> <p>2024年3月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 重要な兼職はありません</p>	6,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の代表取締役を務めるとともに連結子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。その豊富な経験と知見等を活かし、重要事項の意思決定及び業務執行を適切に行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
3	<p>再任</p> <p>きくち じゅんじ 菊池 淳司 (1959年5月5日生)</p> <p>【在任年数】 30年3ヶ月 【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1995年2月 当社取締役</p> <p>2001年3月 富士シティオ(株)代表取締役社長</p> <p>2013年3月 当社取締役会長</p> <p>2016年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2019年1月 富士シティオ(株)代表取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 富士シティオ(株)代表取締役会長</p>	486,423株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり流通小売チェーンの代表取締役を務めており、企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、その豊富な経験と知見等を活かし、経営全般に対する助言を行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>再任 社外 独立</p> <p>ます だ いたる 増 田 格 (1952年2月9日生)</p> <p>【在任年数】 13年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1974年4月 三井信託銀行(株)入社</p> <p>1998年11月 同社業務企画部長</p> <p>1999年6月 同社取締役業務企画部長</p> <p>2000年4月 中央三井信託銀行(株)執行役員業務部長</p> <p>2002年2月 同社常務執行役員</p> <p>2006年5月 同社専務執行役員</p> <p>2006年6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2010年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>2012年4月 三井住友信託銀行(株)顧問</p> <p>2012年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2012年6月 京成電鉄(株)社外監査役</p> <p>2016年6月 (株)日本製鋼所社外監査役</p> <p>2017年5月 富士シテイオ(株)社外取締役(現任)</p> <p>2017年6月 日本紙パルプ商事(株)社外取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 富士シテイオ(株)社外取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>今後も、経営者としての豊富な経験に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待しております。</p>			
5	<p>再任 社外 独立</p> <p>す ず きの ぶ よし 鈴 木 伸 佳 (1965年9月17日生)</p> <p>【在任年数】 8年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1997年11月 司法試験合格(第51期)</p> <p>1999年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所</p> <p>2011年9月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所所長(現任)</p> <p>2016年11月 俺の(株)社外取締役</p> <p>2017年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2018年7月 俺の(株)社外監査役</p> <p>2025年3月 (株)セルシス社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 鈴木伸佳法律事務所所長 (株)セルシス社外取締役(監査等委員)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>弁護士として豊富な専門知識・経験を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、コンプライアンスの観点から当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>今後も、弁護士としての専門知識に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者山口良介氏は、㈱エル・ティーエフの取締役を兼務しております（2025年5月28日付で同社の代表取締役社長に就任予定）。当社と同社との間には取引関係があります。なお、他の取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山口浩志氏は、2025年5月28日付で㈱エル・ティーエフの取締役を退任予定で
す。
3. 取締役候補者増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。この基準を満たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年9月に更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外 独立</div> いわ せ いち お 岩 瀬 一 雄 (1948年4月7日生)	1971年4月 (株)横浜銀行入社 1999年4月 同社執行役員横須賀支店長 2001年6月 横浜振興(株)代表取締役社長 2005年6月 横浜丸魚(株)常務取締役執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長 2015年12月 (株)むらせ取締役 2016年6月 横浜丸魚(株)代表取締役会長 2017年6月 同社取締役会長 2018年6月 (一社)全国水産卸協会顧問(非常勤)(現任) [重要な兼職の状況] 重要な兼職はありません	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として、補欠監査役の候補者としております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 なお、岩瀬一雄氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

(ご参考)

本株主総会において、第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合の各取締役及び各監査役が有する専門性と経験（スキルマトリックス）は、次のとおりであります。

氏名	専門性と経験					
	企業経営	財務/会計	法務/ コンプライアンス	マーケティング	小売または フランチャイズ ビジネス	他業種知見
取締役						
山口 良介	●			●	●	
山口 浩志	●			●	●	
菊池 淳司	●				●	
増田 格 <small>社外・独立</small>	●					●
鈴木 伸佳 <small>社外・独立</small>			●		●	
監査役						
清常 智之 <small>社外・独立</small>	●					●
川本 大作	●				●	
玉澤 健児 <small>社外・独立</small>		●				●

(注) 上記一覧表は、各取締役及び各監査役の経験などを踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を示したものであり、各人が有する全ての経験・知見を表すものではありません。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内の人流活性化とインバウンド需要を背景に消費の回復傾向が続いておりましたが、円安やエネルギー・原材料価格の高止まり等による物価上昇の影響は依然として大きく、賃上げにもかかわらず実質賃金の伸びはゼロ付近を脱することができていないことから、個人消費の本格的な活性化が待たれる踊り場とも言える状況となっております。

コンビニエンスストア業界におきましては、さらにインバウンド需要が増加した一方、オーバーツーリズムなどからレジャーを控える動きもあり、売上は前年の伸長レベルから鈍化傾向にある中、労働力不足などから店舗運営コストの増加への対応が必要な厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは、加盟店と同じ目線で一塊となって経営を推進していくために、中長期経営計画（2021年2月期～2027年2月期）において、「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上を最重要指標と定め、「個店最適化」と「加盟店経営の安定化」を重点戦略とした各種施策に取り組むとともに、お客様の利用動向への変化対応を続けながら、目標達成に向けた取り組みを進めております。

当社グループ運営店舗の概況

[ローソン・スリーエフ]

株式会社エル・ティーエフが事業展開する「ローソン・スリーエフ」におきましては、人流の増加が鈍化する中でも来店客数が伸長したことで、「個店平均日販」の伸びは前年並みの水準で推移し、年間平均で60万円の大台を達成いたしました。しかし、「加盟店利益」は、人件費や水道光熱費などの店舗運営コストの増加への対応が必要な状況となっており、コスト増に負けないさらなる売上向上策を推進しております。

運営面におきましては、加盟店の品揃え拡充や販売促進に対する経費支援を強化する中、ローソンチェーンのAIを利用した次世代発注システム「AI.C0」の活用強化を図り、競合店に対する比較優位な売場を実現するために、中食のさらなる売上向上に取り組んでおります。また、フードデリバリーサービスの導

入店舗数は、267店舗に拡大しております。

商品面におきましては、人流の増加やローソンチェーンの積極的な販売促進活動により、カウンターファストフードや米飯、デザートなどの売上が伸長しました。ローソン・スリーエフ独自商品につきましても、アイテム数を拡充した「お総菜」やリニューアルした「やきとり」、「チルド弁当」や「もちぼによ」などの割引クーポン付きチラシを地域のお客様に配布すると同時に、ウェブ動画を活用した広告を初めて実施し、認知度を向上させることで、集客と売上拡大につながりました。

店舗開発におきましては、5店舗の新規出店、4店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の総店舗数は329店舗となっております。また、転換から7年を経過した店舗に対して、設備機能の改善等を目的とした改装を順次行っております。引き続き、収益改善が見込めない店舗のリロケートを行うとともに、お客様の利便性向上を目的とした駐車場拡張等のハード改善も推進してまいります。

[g o o z (グーツ)]

コンビニエンスストアに対するニーズの多様化に対応するため、当社が新型フォーマットとして事業展開する「g o o z (グーツ)」におきましては、行楽需要の高まりや周辺エリアのイベントなどを背景として来店客数が伸長したことにより、全店舗で日販が向上しております。

商品面におきましては、原材料価格高騰に伴い、一部店内調理品の価格改定を実施いたしました。店内演出による“できたて感”の訴求強化や、お客様の利用動向の変化に合わせてお求めやすい価格帯の商品から高付加価値の商品まで幅広く品揃えを充実させたことが奏功し、グーツコーヒーやおにぎり、総菜などの店内調理品の売上は引き続き好調に推移しております。また、旗艦店であるg00zいちよう並木通り店では、グーツコーヒーコーナーにおいて、世界各地の豆を使用した店内焙煎コーヒーのラインアップを拡充し、お客様の嗜好に合わせた選択肢を増やしたことで、売上が大きく伸長しております。さらに、同店では、グーツコーヒーの抽出時に出るコーヒーかすを地元横浜市内の協力先農園に提供し、堆肥として再利用することで栽培された青果を店内調理品の食材として使用する、循環型・持続可能な社会を目指した取り組みにも着手しております。

店舗開発におきましては、出店・閉店を行わず、当連結会計年度末の総店舗数は3店舗となっております。なお、神奈川県平塚市のg00zEXPRESS平塚PA店に

において2024年2月18日に火災事故が発生し、店舗の改修工事を行っていましたが、2024年8月10日より通常営業を再開しております。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は139億16百万円（前期比0.4%増）、営業利益は9億97百万円（前期比9.7%増）、経常利益は10億3百万円（前期比9.7%増）となりました。また、店舗火災による利益減少分の一部が保険金として支払われたため、37百万円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2億89百万円（前期比33.3%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の活性化が期待されるものの、原材料価格や賃金上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まることによる個人消費の冷え込みも懸念され、引き続き不透明な状況で推移するものと思われまます。

コンビニエンスストア業界は、業態を超えた販売競争が激化する中、訪日外国人の増加からさらなるインバウンド需要が見込めるものの、水道光熱費や人件費、物流費等の上昇による店舗運営コストの増加が継続し、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

このような環境の下、当社グループは、2027年2月期に向けた中長期経営計画を着実に遂行し、成長戦略に取り組むことで数値計画を確実に達成し、収益性の向上を図ってまいります。

[当社グループの経営環境]

当社グループは、ローソン・スリーエフへのブランド転換時に2年間の短期間で全店舗の全面改装（1店舗平均3,000万円超）を行ったことで、当該改装工事に係る費用の一部をリース料として継続的に負担しておりますが、2026年2月期には什器リース料負担が大幅に低減することになります。

一方で、原材料価格の高止まりによる物価上昇が消費者マインドの低下を招く可能性があるほか、人件費や水道光熱費などの店舗運営コストのさらなる増加が想定されます。また、転換から7年経過店舗の改装工事に伴う新たなリース料負担も発生いたしますが、ブランド転換時のリース料負担の低減により、当社グループの収益構造は今後一定期間の安定期を迎えることから、持続的に成長するための各種施策にハード面・ソフト面ともにこれまで以上に積極的に投資することで、中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

① 個店最適化

ローソン・スリーエフは、引き続き個店最適化戦略を推進し、各店舗がそれぞれの地域で競合店に対する比較優位な売場を実現することで最後に生き残る「“総”最強店舗化」を目指します。具体的には、お客様の日々の食のニーズを担える充実した売場作りを定番商品と独自商品で実現し、加えて差別化商品の提案を積極的に行うことで来店動機につなげてまいります。さらに多様な媒体を通じて幅広い世代に対してスリーエフブランドの認知度向上に取り組むことで、地域のお客様に対する存在感を一層高めてまいります。

また、ローソンチェーンのAIを利用した次世代発注システム「AI.CO」の活用強化やローソンチェーンの各種キャンペーンによる販売促進などを、当社グループの店舗運営力を生かして最大限活用することで「個店平均日販」をさらに上昇させてまいります。

g o o z（グーツ）は、イノベーションセンターとしての本来機能へ原点回帰し、コンビニエンスストアでは実現できない先駆的な取り組みを行ってまいります。

ローソン・スリーエフとg o o z（グーツ）の2つの業態において、個店最適化と差別化を実現することで、売上・利益増加、賃金上昇、店舗の活性化による持続的成長スパイラルを回し続けてまいります。

② 既存店のハード改善

転換から7年を経過した店舗を対象に、美観イメージ向上や設備機能の改善等を目的とした改装を順次行い、現行ハードの有効活用を図ることで、ライフサイクルコストの最適化を目指します。一部店舗では、店舗運営部門と店舗開発部門が一体となって、目的を持った店舗改装、リロケートを行うことで戦略的に競合店に対する競争力を向上させてまいります。

③ 加盟店経営の安定化

加盟店の品揃え拡充や販売促進に対する経費支援を継続・強化することで、店舗運営コストの増加に負けないさらなる売上向上策を推進してまいります。また、ローソン・スリーエフ独自商品（やきとり、チルド弁当、お総菜等）に関して、各種キャンペーンや割引クーポン付きチラシの配布などによる販売促進を強化してまいります。

(3)設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は48百万円であります。その内容は、店舗に対する設備投資となっております。

(4)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5)財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 41 期 (2022年2月期)	第 42 期 (2023年2月期)	第 43 期 (2024年2月期)	第 44 期 (2025年2月期)
売 上 高 (チェーン全店)	62,134	63,746	65,848	67,059
営 業 総 収 入	12,272	13,213	13,857	13,916
経 常 利 益	251	157	914	1,003
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	△84	△164	217	289
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△11円15銭	△21円68銭	28円70銭	38円24銭
総 資 産	4,885	4,347	4,987	5,113
純 資 産	4,348	3,807	4,164	4,440
1株当たり純資産額	493円10銭	461円38銭	480円32銭	508円31銭

- (注) 1. 第42期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、第42期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 第42期より、営業収入、販売費及び一般管理費並びに営業外収益の一部を組替えによる表示の変更を行っており、第41期については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エル・ティーエフ	50百万円	51.00%	コンビニエンスストア事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載している1社であり、持分法適用会社及び特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主たる事業としており、主な内容は次のとおりであります。

- ① 食料品、衣料品、家庭用品、その他の百貨の小売
- ② 書籍、新聞、切手等の販売
- ③ 酒類、塩、タバコ等の販売
- ④ 上記以外の各種商品小売及びサービス業
- ⑤ 流通業及びコンビニエンスストアに関する事業
- ⑥ フランチャイズシステムによるコンサルタント業務及び投資に関する事業

(8) 主要拠点等 (2025年2月28日現在)

① 本 社 等

- ・ 株式会社スリーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- ・ 株式会社エル・ティーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

② 店 舗

所在地	店 舗 数 (g o o z)	店 舗 数 (ローソン・スリーエフ)
神奈川県	2店	155店
東京都	—	87
千葉県	—	61
埼玉県	1	26
合 計	3	329

(9) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
111名	△3名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が116名おります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
33名	△3名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が38名おります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- (1)発行可能株式総数 30,000,000株
(2)発行済株式の総数 7,574,372株 (自己株式132,723株を除く。)
(3)株主数 5,667名
(4)大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 J M K 瑞 穂	2,702,360株	35.67%
菊 池 淳 司	486,423	6.42
株 式 会 社 ロ ー ソ ン	361,350	4.77
中 居 京 子	317,009	4.18
宇 佐 見 瑞 枝	264,191	3.48
光 通 信 株 式 会 社	252,000	3.32
松 井 証 券 株 式 会 社	208,700	2.75
金 室 貴 久	122,400	1.61
中 居 勝 利	112,391	1.48
山 本 知 宏	110,100	1.45

(注) 当社は、自己株式132,723株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年2月28日現在）

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	株式会社エル・ティーエフ代表取締役社長	山 口 浩 志
取 締 役	富士シティオ株式会社代表取締役会長	菊 池 淳 司
取 締 役	富士シティオ株式会社社外取締役	増 田 格
取 締 役	鈴木伸佳法律事務所 所 長	鈴木伸佳
常 勤 監 査 役	藤田観光株式会社社外監査役	清 常 智 之
監 査 役	富士シティオ株式会社代表取締役社長	川 本 大 作
監 査 役	玉澤健児税理士事務所 所 長 富士シティオ株式会社 監 査 役	玉 澤 健 児

- (注) 1. 取締役増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役清常智之、玉澤健児の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役玉澤健児氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役増田格、取締役鈴木伸佳、監査役清常智之、監査役玉澤健児の4氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
 5. 2024年5月31日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、古荘博一氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
 6. 2024年5月31日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、永田俊雄氏は監査役を辞任いたしました。
 7. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
鈴木伸佳	鈴木伸佳法律事務所所長 株式会社セルシス社外取締役(監査等委員)	鈴木伸佳法律事務所所長	2025年3月28日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬制度については、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬で構成されております。報酬の決定にあたっては、独立社外取締役が議長を務める任意の指名・報酬委員会（2024年3月28日開催）に諮問し、その審議・答申を踏まえて、取締役会の授権を受けた代表取締役社長山口浩志が決定しております。

当事業年度の取締役の報酬等の内容につきましては、任意の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成されております。

当社の監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

社内規程で定められた役職ごとの係数に基づく役位別基準報酬を参考に経営能力や経歴等を勘案して、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。

b. 業績連動報酬に関する方針

業績向上に対するインセンティブとしての機能を発揮するよう、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標値に対する達成度を評価指標として、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。当事業年度を含む連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」の(5)に記載の「財産及び損益の状況の推移」をご参照ください。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬限度額は、1992年4月23日開催の第11回定時株主総会において、取締役について年額2億円以内（決議時の取締役の員数9名）、2002年5月23日開催の第21回定時株主総会において、監査役について年額25百万円以内（決議時の監査役の員数3名）として承認されております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 山口浩志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外

取締役を除く各取締役の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名・報酬委員会に諮問し、その審議・答申を得ております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	31 (10)	18 (10)	13 (-)	- (-)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (15)	17 (15)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	48 (25)	35 (25)	13 (-)	- (-)	9 (5)

(注) 上記の監査役の支給人員には、2024年5月31日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって退任又は辞任した監査役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役増田格氏は富士シティオ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役鈴木伸佳氏は鈴木伸佳法律事務所の所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

社外監査役清常智之氏は藤田観光株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役玉澤健児氏は玉澤健児税理士事務所の所長であります。なお、当社は同事務所との間で2024年5月31日まで税務顧問契約を締結しておりましたが、その報酬は多額のものではないことから、一般株主との利益相反となるような特別の利害関係はありません。また、同氏は富士シティオ株式会社の監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

特になし

③主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	増 田 格	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて大所高所から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営を監督しております。
取 締 役	鈴 木 伸 佳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、主にコンプライアンスの観点から当社の経営を監督しております。
監 査 役	清 常 智 之	2024年5月の就任後、13回開催された取締役会のうち13回全てに出席し、10回開催された監査役会のうち10回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて大所高所から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	玉 澤 健 児	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに出席し、監査役会13回のうち13回全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

OAG監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

13百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項の一つとして位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期末の配当金につきましては、1株につき5円（既の実施済みの中間配当5円と合わせ年間10円）とさせていただきます。

2026年2月期につきましては、配当予想を中間7円、期末7円、年間合計14円としております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,485	流動負債	642
現金及び預金	4,157	買掛金	54
商品	92	未払金	192
貯蔵品	0	未払法人税等	192
前払費用	7	未払消費税等	75
未収入金	225	預り金	15
その他	5	賞与引当金	96
貸倒引当金	△3	その他	15
固定資産	628	固定負債	31
有形固定資産	358	資産除去債務	9
建物	51	長期預り保証金	18
工具、器具及び備品	14	その他	3
土地	293		
投資その他の資産	269	負債合計	673
投資有価証券	38		
敷金及び保証金	189	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	52	株主資本	3,843
その他	23	資本金	100
貸倒引当金	△34	資本剰余金	5,814
		利益剰余金	△1,984
		自己株式	△86
		その他の包括利益累計額	6
		その他有価証券評価差額金	6
		非支配株主持分	589
		純資産合計	4,440
資産合計	5,113	負債・純資産合計	5,113

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	9,951	
その他の営業収入	95	10,046
売上高		
売上高	(3,869)	3,869
営業総収入		13,916
売上原価	(2,821)	2,821
売上総利益	(1,047)	
営業総利益		11,094
販売費及び一般管理費		10,096
営業利益		997
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	0	5
経常利益		1,003
特別利益		
保険差益	37	37
税金等調整前当期純利益		1,041
法人税、住民税及び事業税	382	
法人税等調整額	△16	366
当期純利益		674
非支配株主に帰属する当期純利益		385
親会社株主に帰属する当期純利益		289

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,888	流動負債	185
現金及び預金	2,684	買掛金	54
商品	21	未払金	92
貯蔵品	0	未払法人税等	2
前払費用	5	預り金	15
未収入金	171	賞与引当金	18
その他	5	その他	2
固定資産	807	固定負債	31
有形固定資産	370	資産除去債務	9
建物	51	長期預り保証金	18
工具、器具及び備品	14	その他	3
土地	304	負債合計	217
投資その他の資産	437	純 資 産 の 部	
投資有価証券	38	株主資本	3,472
関係会社株式	231	資本金	100
敷金及び保証金	187	資本剰余金	2,941
その他	0	資本準備金	1,645
貸倒引当金	△20	その他資本剰余金	1,296
		利益剰余金	517
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	425
		繰越利益剰余金	425
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	3,478
資産合計	3,696	負債・純資産合計	3,696

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
営業収入	452	452
売上高		
売上高	(1,217)	1,217
営業総収入		1,670
売上原価	(717)	717
売上総利益	(500)	
営業総利益		953
販売費及び一般管理費		765
営業利益		187
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	0
経常利益		188
特別利益		
保険差益	37	37
税引前当期純利益		225
法人税、住民税及び事業税		2
当期純利益		223

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社 スリーエフ
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 今井 基喜

指定社員

業務執行社員

公認会計士 池上 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリーエフの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社 スリーエフ
取締役 会 御中

〇AG監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリーエフの2024年3月1日から2025年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社スリーエフ 監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	清 常	智 之 ㊞
監 査 役	川 本	大 作 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	玉 澤	健 児 ㊞

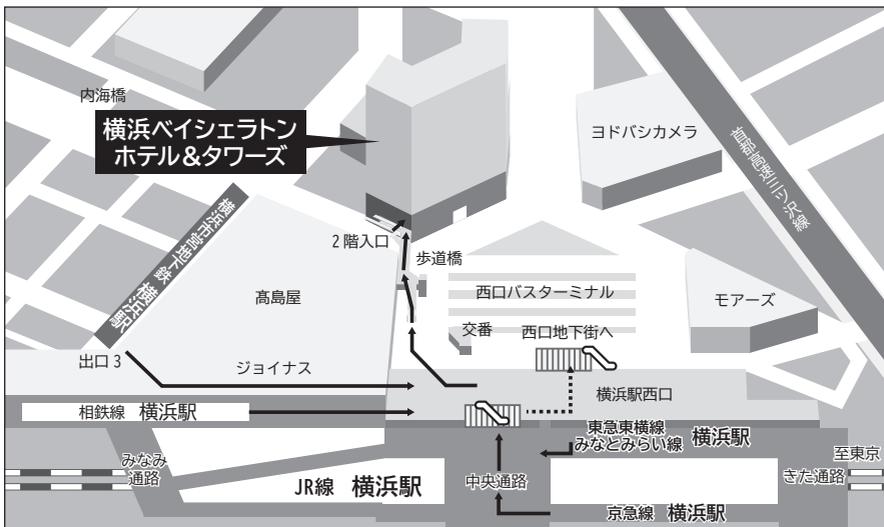
以 上

株式会社スリーエフ 株主総会会場ご案内図

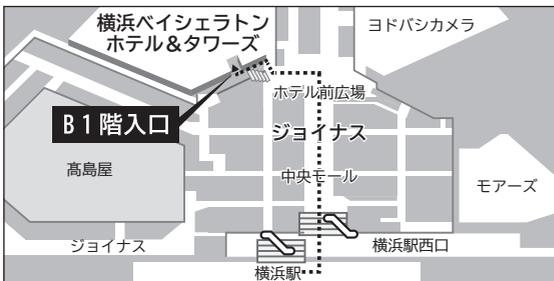
日時 2025年5月30日(金)
午前10時

会場 横浜ベイシェラトンホテル& Towers 5階 日輪
神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
電話番号 045-411-1111(代表)
※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

■地上からお越しの場合



■地下からお越しの場合



■交通のご案内

J R・私鉄各線・横浜市営地下鉄
「横浜駅」西口より徒歩約5分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。

第44回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

株式会社スリーエフ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令・定款の遵守をコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
 - ・ 内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門及び社外通報機関を活用することで、法令及び定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働及び風評リスク対策を進めています。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察及び顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスク及びコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存及び管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
 - ・ 内部監査部門の内部監査により法令及び定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役及び常勤監査役へ通報します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
 - ・ 取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項及び重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
 - ・ 取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
 - ・ 取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付

議基準及び決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程及び職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定及びマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
- ・連結対象子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。

⑥財務報告の適正性を確保するための体制

- ・適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
- ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
- ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。

⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフの選任、異動及び人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、会社に著し

い損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告及び情報提供を行います。

- ⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。
- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- ⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 常勤監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・ 社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・ 社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役職務の執行
 - ・ 取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回、経営会議を12回開催しております。
- ②監査役職務の執行
 - ・ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。
- ③内部監査の実施
 - ・ 内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④財務報告に係る内部統制
 - ・ 財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年3月1日残高	100	5,814	△2,198	△86	3,629
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△75		△75
親会社株主に帰属する当期純利益			289		289
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額(合計)	-	-	213	△0	213
2025年2月28日残高	100	5,814	△1,984	△86	3,843

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2024年3月1日残高	8	8	526	4,164
連結会計年度中の 変動額				
剰余金の配当				△75
親会社株主に帰属する当期純利益				289
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△1	△1	63	61
連結会計年度中の 変動額(合計)	△1	△1	63	275
2025年2月28日残高	6	6	589	4,440

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数……………1社
 - 連結子会社の名称……………(株)エル・ティーエフ
2. 持分法の適用に関する事項……………持分法適用会社は存在いたしません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社の事業年度の末日……………連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有 価 証 券
その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - ②棚 卸 資 産
商 品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、ファストフードは最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 貯 蔵 品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
有 形 固 定 資 産……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10～39年
工具、器具及び備品 4～6年
 - (3)重要な引当金の計上基準
 - ①貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 売上高

当社グループの直営店売上高は、コンビニエンスストア事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に対する商品の提供を履行義務としており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② 加盟店からの収入

フランチャイズ契約書に基づき加盟店から受領するフランチャイズ収入については、加盟店に対するライセンス供与の約束であることから、加盟店で発生した売上高から売上原価を差し引いた総粗利益高に基づいて算定し、当該総粗利益高の発生に応じて収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	358百万円
減損損失	一百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗及び賃貸物件を資産グループとしてグルーピングしており、連結会計年度の末日に店舗及び賃貸物件ごとに減損の兆候の有無を検査しております。減損の兆候が認められる店舗及び賃貸物件については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、店舗及び賃貸物件ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	120百万円
工具、器具及び備品	171百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	—	—	7,707,095

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,703	20	—	132,723

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 20株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月18日 取締役会	普通株式	37	5.00	2024年2月29日	2024年5月13日
2024年10月10日 取締役会	普通株式	37	5.00	2024年8月31日	2024年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	37	5.00	2025年2月28日	2025年5月13日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（預金）で運用し、また、資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、物件所有者ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は転貸借契約による保証金であり、契約期間終了後に返還するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) ※	時価 (百万円) ※	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（その他有価証券）	38	38	—
(2) 敷金及び保証金	189	177	△11
(3) 長期預り保証金	(18)	(16)	△2

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	38	—	—	38

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	177	—	177
長期預り保証金	—	16	—	16

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に物件所有者の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じた収益であるフランチャイズ収入（加盟店からの収入）、直営店からの売上高（売上高）及びその他店舗運営に係る収入等（その他の営業収入）を連結損益計算書に区分表示しているため、収益の分解情報の注記を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等については、期首と期末のいずれも重要な残高がないため、記載を省略しております。

また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	508円31銭
2. 1株当たり当期純利益	38円24銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年3月1日残高	100	1,645	1,296	2,941
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額(合計)	-	-	-	-
2025年2月28日残高	100	1,645	1,296	2,941

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2024年3月1日残高	91	277	369	△86	3,324
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△75	△75		△75
当期純利益		223	223		223
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額(合計)	-	147	147	△0	147
2025年2月28日残高	91	425	517	△86	3,472

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年3月1日残高	8	8	3,332
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△75
当期純利益			223
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△1	△1	△1
事業年度中の変動額(合計)	△1	△1	145
2025年2月28日残高	6	6	3,478

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法
- ② その 他 有 価 証 券……………市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商 品……………売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 貯 蔵 品……………最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～39年
工具、器具及び備品	4～6年

3. 引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 売上高

当社の売上高は、コンビニエンスストア事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に対する商品の提供を履行義務としており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② 営業収入

当社の営業収入は、主に子会社からの受取配当金となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。なお、受取配当金は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	370百万円
減損損失	一百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物	120百万円
工具、器具及び備品	171百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 …… 105百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業収入 …… 405百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	増加	減少	当事業年度末 株 式 数
普通株式(株)	132,703	20	—	132,723

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 20株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6百万円
貸倒引当金	7百万円
減損損失	104百万円
子会社株式評価損	330百万円
資産除去債務	3百万円
税務上の繰越欠損金	894百万円
その他の	1百万円

繰延税金資産小計 1,347百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △894百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △452百万円

評価性引当額小計 △1,347百万円

繰延税金資産合計 1百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △3百万円

繰延税金負債合計 △3百万円

繰延税金資産の純額 △3百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上 の関係				
子会社	㈱エル・ ティーエフ	横浜市 中区	50	コンピニ エンスス トア事業	51%	兼任 1	従業員の 出向	出向料の 受取※1	862	未収入金	105
							業務受 託	業務受託 ※2	68		
							設備の 貸与	設備使用 料の受取 ※3	2		

(注)取引条件及び取引条件等の決定方法等は、以下のとおりであります。

(㈱エル・ティーエフ)

※1 出向料の受取については、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

※2 業務受託料については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して決定しております。

※3 設備使用料については、減価償却費及び公租公課の発生見込み額を基準に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	459円29銭
2. 1株当たり当期純利益	29円53銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。